

平成九年郵政省令第七十四号

測定器等の較正に関する規則

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号) 第百二条の十八の規定に基づき、及び同法を実施するため測定器等の較正に関する規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則 (第一条・第二条)
第二章 較正 (第三条—第七条)
第三章 指定較正機関 (第八条—第十七条)
附則

第一章 総則 (目的)

第一条 この規則は、別に定めるものを除くほか、測定器等(法第二百二条の十八第一項の測定器等をいう。以下同じ。)の較正に関し、法の委任に基づく事項及び法の規定を施行するため必要な事項を定めることを目的とする。(対象とする測定器等)

第二条 法第二百二条の十八第一項の総務省令で定める測定器等は、次のとおりとする。

- 一 周波数計
二 スペクトル分析器
三 電界強度測定器
四 高周波電力計
五 電圧電流計
六 標準信号発生器

第二章 較正 (較正の申請)

第三条 較正を受けようとする者は、同一の設計による測定器等ごとに、測定器等の操作及び保守の方法を記載した書面を添えて、較正を受けようとする測定器等とともに、「国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)が定める事項を記載した申請書を機構に、又は法第二百二条の十八第一項に規定する指定較正機関(以下「指定較正機関」という。)が定める事項を記載した申請書を当該指定較正機関に提出しなければならない。

(較正の方法) 第四条 機構又は指定較正機関は、前条の申請書を受理したときは、別表第一号に定めるところにより較正を行う。ただし、同表に掲げる方法以外の方法によることが合理的である場合には、その方法によることができる。(較正の方法)

第五条 機構又は指定較正機関は、前条の較正を行ったときは、次に掲げる事項を記載した較正完了通知書をもって申請者に通知する。

七 較正を行おうとする測定器等を記載した書類

八 較正の業務を行おうとする事務所ごとに較正に用いる測定器その他の設備の概要及び整備計画を記載した書類

九 一箇月間に較正を行うことができる測定器等ごとの数量を記載した書類

十 現に行っている業務の概要を記載した書類

十一 較正の業務の実施の方法に関する計画を記載した書類

十二 法第二百二条の十八第九項の較正員(以下「較正員」という。)の選任に関する事項を記載した書類

十三 その他参考となる事項を記載した書類

十四 計算機又は指定較正機関は、当該申請に係る測定器等の有すべき確度が得られないと認めたときは、その旨の理由を付した文書をもつて申請者に通知する。

(表示)

第六条 法第二百二条の十八第三項の表示は、別表第二号で定めるとおりとし、較正を行った測定器等の見やすい箇所に付する。

第七条 申請者は、第五条の通知を受けたときは、速やかに当該測定器等の操作及び保守の方法を記載した書面並びに測定器等を引き取らなければならぬ。

第三章 指定較正機関 (指定の申請)

第八条 法第二百二条の十八第二項の規定による指定(以下「指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務省令で定める測定器等の引取り

一 名称及び住所
二 較正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 較正の業務を開始しようとする日

四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 定款の謄本及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 指定の申請に関する意志の決定を証する

五 申請者が法人である場合は、役員の氏名及び経歴並びに法人の種類に応じて次条に定め

第六条の三 法第二百二条の十八第五項第四号の総務省令で定める基準は、較正の業務の実施に係る組織、較正の業務の実施の方法、手数料の算定の方法その他の較正の業務を遂行するための体制が次のとおりであることとする。

一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。

二 較正を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。

三 前各号に掲げるもののほか、較正の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

四 指定の申請に関する意志の決定を証する

(指定較正機関の指定の基準)

第八条の四 第八条から前条までの規定は、法第二百二条の十八第七項の規定による指定較正機関の指定の更新

(指定較正機関の名称等の変更の届出)

第九条 指定較正機関は、法第二百二条の十八第十項において準用する法第三十九条の三第二項

の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 変更後の名称又は住所若しくは所在地

二 変更しようとする年月日

三 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

四 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

五 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

六 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

七 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

八 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

九 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

十 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

十一 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

十二 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

十三 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

十四 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

十五 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

十六 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

十七 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

十八 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

十九 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

二十 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

二十一 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

二十二 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

二十三 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

二十四 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

二十五 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

二十六 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

二十七 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

二十八 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

二十九 正の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

(業務規程の記載事項)

第十三条 法第二百二条の十八第十三項において準用する法第三十九条の五第一項の総務省令で定める較正の業務の実施に関する事項は、次のとおりとする。

一 較正の業務を行う時間及び休日に関する事項

二 較正の業務を行う事務所に関する事項

三 較正の業務の実施の方法に関する事項

四 手数料の額及びその収納の方法に関する事項

五 較正員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

六 較正の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

七 その他較正の業務の実施に關し必要な事項

(業務規程の認可の申請)

八 較正の業務に関する事務所に関する事項

九 較正の業務の実施に関する事項

十 較正の業務の実施に関する事項

十一 較正の業務の実施に関する事項

十二 較正の業務の実施に関する事項

十三 較正の業務の実施に関する事項

十四 較正の業務の実施に関する事項

十五 較正の業務の実施に関する事項

十六 較正の業務の実施に関する事項

十七 較正の業務の実施に関する事項

十八 較正の業務の実施に関する事項

十九 較正の業務の実施に関する事項

二十 較正の業務の実施に関する事項

二十一 較正の業務の実施に関する事項

二十二 較正の業務の実施に関する事項

二十三 較正の業務の実施に関する事項

二十四 較正の業務の実施に関する事項

二十五 較正の業務の実施に関する事項

二十六 較正の業務の実施に関する事項

二十七 較正の業務の実施に関する事項

二十八 較正の業務の実施に関する事項

二十九 較正の業務の実施に関する事項

三十 較正の業務の実施に関する事項

部の休止又は廃止をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間

二 休止又は廃止の理由

(公示)

第十七条 法第二百二条の十八第十二項並びに法第二百二条の十八第十三項において準用する法第三十九条の三第一項及び第三項並びに法第三十九条の十一第三項の公示は、官報で告示することによって行う。

(この省令は、電波法の一部を改正する法律(平成九年法律第四十七号)の施行の日から施行する。)

附 則 (平成一八年四月六日総務省令第七〇号)

この省令は、会社法(平成十七年法律第八十六号)の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成二一年九月二七日郵政省令第六〇号) 抄

(この省令は、電波法の一部を改正する法律(平成九年法律第四十七号)の施行の日から施行する。)

附 則 (平成二一年一月一一日郵政省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年九月二七日郵政省令第六〇号) 抄

(この省令は、電波法の一部を改正する法律(平成九年法律第四十七号)の施行の日から施行する。)

附 則 (平成二二年一月一一日郵政省令第六〇号) 抄

(この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。)

第一 条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

第二 条 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、改修して、使用することがある。

第三 条 この省令の施行前に交付された郵便貯金帳、郵便貯金証書、カード、払戻証書、郵便貯金本人票、郵便為替証書、払出書、郵便振替払出証書、郵便振替支払通知書及び簡易生命保険保険料領收帳は、この省令による改正後の様式又は書式により交付されたものとみなす。

附 則 (平成二二年三月三〇日総務省令第五〇号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三〇日総務省令第五〇号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三〇日総務省令第五〇号)

この省令は、電波法の一部を改正する法律(平成十三年法律第四十八号)の施行の日(平成十三年七月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二二年三月三〇日総務省令第五〇号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三〇日総務省令第五〇号)

この省令は、電波法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十八号)の施行の日(平成十六年一月二十六日)から施行する。

附 則 (平成二二年三月三〇日総務省令第五〇号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三〇日総務省令第五〇号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

この省令は、電波法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十八号)の施行の日(平成十六年一月二十六日)から施行する。

附 則 (平成二二年三月三〇日総務省令第五〇号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三〇日総務省令第五〇号)

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(以下「通則法改正法」という。)の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年三月三〇日総務省令第五〇号)

この省令は、平成二十一年二月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三〇日総務省令第五〇号)

この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日(平成二十一年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年三月三〇日総務省令第五〇号)

この省令は、平成二十一年二月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三〇日総務省令第五〇号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三〇日総務省令第五〇号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三〇日総務省令第五〇号)

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

別表第一号 表示の様式(第六条関係)



注
大きさは、直径5ミリメートル以上であること。

材料は、容易に損傷しないものであること。

色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。

別表第一号 較正の方法(第四条、第十一条関係)	
1	この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、改修して、使用することがある。
2	この省令の施行前に交付された郵便貯金帳、郵便貯金証書、カード、払戻証書、郵便貯金本人票、郵便為替証書、払出書、郵便振替払出証書、郵便振替支払通知書及び簡易生命保険保険料領收帳は、この省令による改正後の様式又は書式により交付されたものとみなす。
3	この省令は、電波法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十八号)の施行の日(平成十六年一月二十六日)から施行する。